

仕 様 書

1. 件 名 花見川区役所外3施設樹木等管理業務委託
2. 履行場所 花見川区役所（千葉市花見川区瑞穂1－1）
花見川保健福祉センター（千葉市花見川区瑞穂1－1）
さつきが丘市民センター（千葉市花見川区さつきが丘1－32）
旧こてはし台連絡所（千葉市花見川区こてはし台1－22－19）
3. 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日（金）まで
4. 支払方法 業務完了後一括払い

5. 業務内容（※範囲は各施設全域となっております）。

(1) 花見川区役所・花見川保健福祉センター

ア) 芝刈（花見川区役所・花見川保健福祉センター駐車場）

2回 500㎡

イ) 除草（地上植栽植生地、区役所2階ベランダ2か所、区役所屋上植栽植生地）

2回 2,528㎡

ウ) 低木刈込

1回 1,134㎡

エ) 高木弱剪定

幹周り＝15～19cm	12本
幹周り＝20～29cm	9本
幹周り＝30～39cm	9本
幹周り＝40～59cm	39本
幹周り＝100～119cm	3本
幹周り＝140～159cm	1本
幹周り＝160cm以上	1本

(2) さつきが丘市民センター

ア) 除草

1回 239㎡

イ) 樹木刈込

1回 16㎡

㊦) 高木弱剪定

幹周り = 20 ~ 29 c m	1 本
幹周り = 30 ~ 39 c m	7 本
幹周り = 40 ~ 59 c m	7 本
幹周り = 60 ~ 79 c m	5 本
幹周り = 80 ~ 99 c m	5 本

㊧) 高木強剪定

幹周り = 140 ~ 160 c m	1 本
---------------------	-----

(3) 旧こてはし台連絡所

㊦) 樹木刈込

1 回 4 m²

㊦) 高木弱剪定

幹周り = 40 ~ 59 c m	1 本
-------------------	-----

㊧) 高木強剪定

幹周り = 160 c m以上	1 本
-----------------	-----

6. 留意事項

- (1) 各作業において、庁舎利用者、車両等の安全確保に万全を期すとともに、建物、周辺樹木及びその他の施設等に損傷を与えないよう十分注意すること。回転式草刈機を使用する際は必ず防護板等を使用すること。
- (2) 作業に従事する者は、常時清潔な一定の作業服と名札を着用すること。
- (3) 作業のため交通等を禁止し、または制限する必要があるときは、監督職員と協議のうえ関係官公署の許可を得て所定箇所に指定の表示をするなど、十分な方策を施すこと。
- (4) 作業区域内に車両または歩行者の通行があるときは、これらの交通に安全な方策を施すとともに、必要に応じて交通整理員をおくこと。
- (5) 資機材は、品質良好なものを使用するものとし、受注者の責任において、使用場所に最適な資機材を選択すること。
- (6) 作業は各施設の業務に支障のないように実施すること。
- (7) 作業に従事する者は、業務に関係のない場所及び室への出入りはしないこと。
- (8) 枯死、平行枝、からみ枝、徒長枝等樹木の成長上好ましくない枝を切除するとともに、樹木の骨格を形づくるため、主枝及び主枝に準じる枝を切除し整枝を行うこと。
- (9) 敷地内は全面禁煙とする。
- (10) 作業日程は、事前に施設管理担当者と協議すること。
- (11) 作業日程を変更する必要がある場合は、あらかじめ施設管理担当者の承認を受けること。
- (12) 拾得物は、ただちに施設管理担当者に届け出ること。
- (13) 作業の主要な部分について、作業前、作業中及び作業後の写真を提出すること。
- (14) 伐採した枝等の運搬、処分を含み、再資源化できるものは、民間再資源化施設を利用すること。

(15) その他、契約の履行に際して疑義が生じた場合は、委託者受託者双方協議して定めること。